

第 1 海岸の保全に関する事項

1 海岸の現況及び保全の方向に関する事項

(1) 海岸の概要

ア 福島沿岸の概況

福島沿岸は、太平洋に面した福島県相馬市からいわき市に至る延長約 139 km の海岸である。

海岸線は全般的に直線状の単調な形状であり、北部の相馬地方と南部のいわき地方は比較的長い砂浜が広がっているが、中部の双葉地方では海岸線まで丘陵がせまり、高さ 20～30m の崖となっている。

この沿岸に流れ込む主な河川は、二級河川の真野川、新田川、請戸川、木戸川、夏井川、鮫川等があり、いずれも阿武隈山地に水源を発する急流河川で海岸における主要な土砂供給源となっている。^{*1}

福島沿岸を形づくる地形・地質は、海岸部付近は阿武隈山地の東縁に沿って段丘状に丘陵地が発達しており、北部から中部にかけての丘陵地は新第三紀層、南部は白亜紀層と新第三紀層を基盤としている。^{*2}

海底の地形は、北部から中部にかけては遠浅であるが起伏が大きく、南部では勾配が急で単調である。また、土質は主に砂であり水深 40m より浅いところには岩盤が多く点在している。^{*3}

気候は、夏は涼しく、冬は比較的温暖な太平洋気候で、降雪日は数えるほどしかない。風向は年間を通じて陸から海に向かう北西風が最も多いが、夏季は海から陸に向かう南西の風が多く、冬季には北西の風が多いという季節的な変化が見られる。^{*4}

一方、海流は、福島県沖で寒流（親潮）と暖流（黒潮）が交わっている。^{*5} また、福島沿岸における漂砂は北向きが多く、一部の海岸ではポケットビーチ内での土砂の移動が見られる。^{*1}

海岸の地形変化や災害に大きな影響を及ぼす波浪は、福島沿岸が直接外洋に面しているため、波高が高く周期の長い波が多いのが特徴で、波向としては、冬季は北北東から東にかけて、夏季は南東方向、春季・秋季では東から南東方向の波が多い。^{*6}

^{*1} 平成 9 年度福島沿岸海岸侵食調査（福島県：1997）

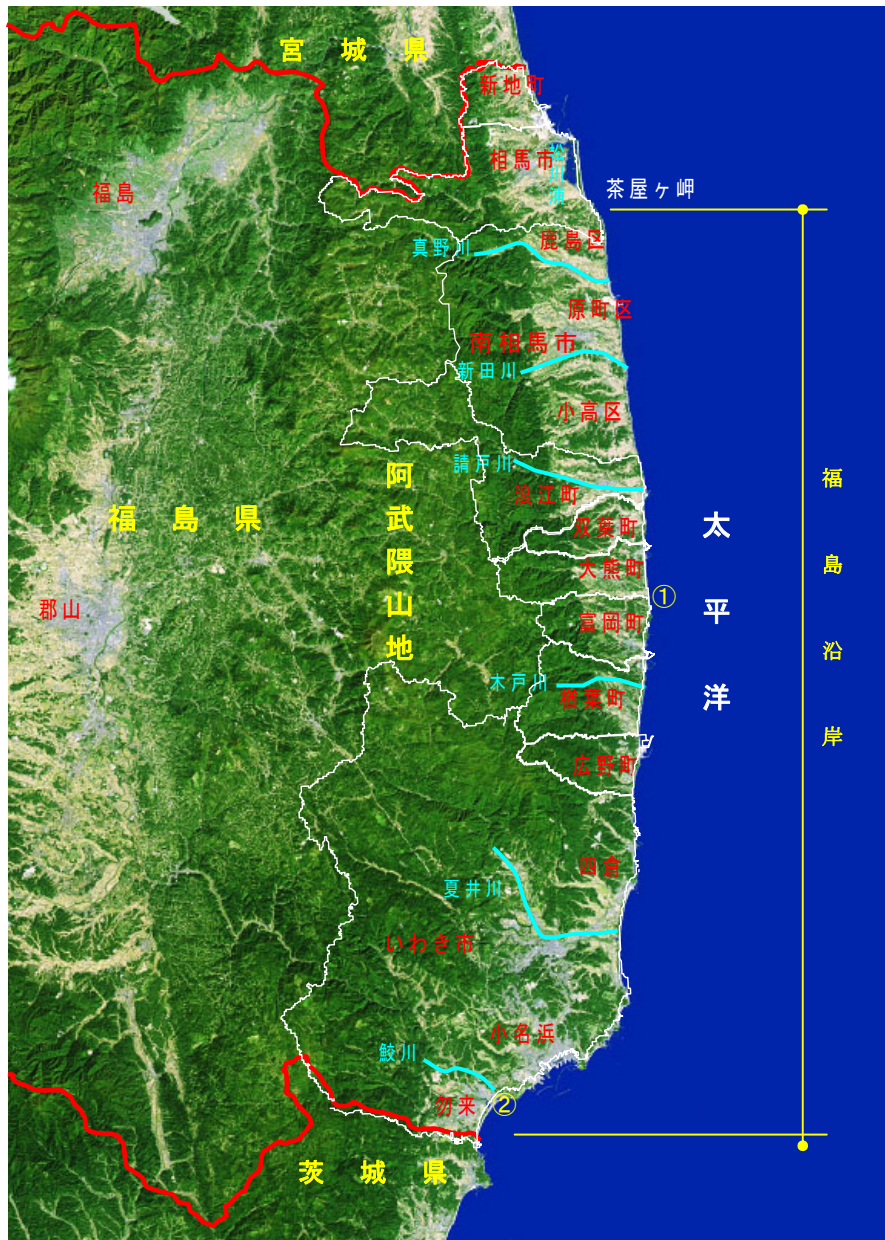
^{*2} 福島県の地質図、福島県地学のガイド（鈴木敬治：1992）

^{*3} 福島県海域環境マップ（福島県：1994）

^{*4} アメダス気象データ（気象庁：2001）

^{*5} 本州南・東岸水路誌（海上保安庁：1986）

^{*6} 昭和 62 年福島県海岸特性調査（福島県：1987）



出典：ランドサット画像を編集



①小良ヶ浜海岸（大熊町）



②須賀海岸（いわき市）

写真-1 福島沿岸の地形・地質

イ 自然環境

福島沿岸は、海岸線の約半分が県立自然公園（磐城海岸、勿来）、自然環境保全地域（熊川海岸）に指定^{*7}されているように優れた自然環境が多く残っている。また、いわき市の薄磯海岸が、日本の渚・百選^{*8}として認定されている。

海岸線近くにはクロマツ等の海岸林やハマヒルガオ、ハマボウフウ、ハマエンドウといった砂浜に生育する植物が見られる。

また、植物の植生区分では暖温帯の北端にあたることから、スタジイ等の当地域を北限とする植物も多い。^{*9}

このような植物の分布は、それ自体が主要な海岸環境の要素となっているだけでなく、そこを生息の場とする生物にとっても欠かせない環境を提供していると同時に、飛砂やしぶきを防止する効果がある。

これらの地域には、ユリカモメ、ウミウ等の水鳥が多く見られ、海底の岩場にはカニ類、サザエ、アワビ等が生息し、砂浜ではホッキガイ、ヌノメアサリ等の二枚貝類の他、エビ類、ゴカイ類が生息している。主要な魚類としてはカレイ、ヒラメ等が多く、沿岸に流入する河川にはサケの遡上がみられる。また、貴重な動植物としては、県指定の天然記念物であるマルバシャリンバイ（南相馬市南海老）やヨシダ・ウラジロ自生地（いわき市小浜）、国指定の天然記念物であるウミウがいわき市照島に生息している。^{*9}

また、近年、夏井川河口付近では絶滅の危機に瀕しているコアジサシの営巣やいわき市の砂浜海岸（四倉・勿来）でアカウミガメの産卵や孵化が確認されている。海域で見られる生物については、アラメやガラモ類等の褐藻類と呼ばれる海藻を中心に、多くの藻場が点在しており^{*9}、魚類の産卵や稚魚育成のための貴重な場所となっている。

なお、東北地方太平洋沖地震に伴う津波による海岸地形の変化等に伴い、野生動植物の生息生育が変化したことが一部報告されているが、現時点で不明確な点が多い。



写真-2 薄磯海岸（いわき市）



写真-3 マルバシャリンバイ群落
南海老海岸（南相馬市）

^{*7} 福島県自然環境情報（福島県：2002）

^{*8} 日本の渚 100 選（日本の渚中央委員会：1996）

^{*9} 第 2,3 回自然環境保全基礎調査（環境庁：1979,1989）、福島県植物誌（福島県植物誌編纂委員会：1987）、レッドデータブックふくしま I II（福島県：2002,2003）、ふるさとの鳥をたずねる（福島県野鳥の会：1979）

ウ 社会環境

福島沿岸の地域には、県内人口（約203万人）の約24%に当たる約48万人（平成22年国勢調査）が住んでおり^{*10}、重要港湾である小名浜港の臨海地域を中心に福島県の産業の拠点となっている。近年は高速交通網の整備に伴って、エレクトロニクス関連企業の立地がめざましい。また、発電所が多く立地し、全国でも有数の電力供給基地となっている。



写真-4 小名浜港（いわき市）

一方、福島県の沖合は、寒流（親潮）と暖流（黒潮）が交じわる恵まれた漁場環境を有していることから、古くから漁業が盛んである。また、北部や中部は沿岸漁業の基地として、南部は小名浜港を中心とした沖合・遠洋漁業の基地として本県経済の一翼を担ってきた。

これらの産業と首都圏やその他地域とを結びつける交通網は、海岸線にほぼ並行して、常磐自動車道、国道6号、JR常磐線等があり、交通網の整備の進展が本地域の産業や観光の活性化を促進し、沿岸の生産活動の拡大、発展をもたらしてきた。

海岸利用も盛んで、海水浴場、野外施設、スポーツ施設、体験学習施設等の多くの施設のほか、サーフィン、釣り、プレジャーボート等の海洋性レクリエーションの諸活動において県内外を問わず多くの人々が利用している。砂浜海岸では、地元住民の利用頻度も高く散策や風景観賞等、余暇や憩いの場として日常的に利用されている。さらに、年間を通じて海岸を利用した催し物も多く、市町村や地元の団体が中心となって、花火大会、サーフィン大会、凧揚げ大会、地引網大会等が行われている他、海水浴シーズンには学校・ボランティア団体・地域住民等により、各海岸において海岸清掃が行われている。

また、北泉・大磯海岸ではC.C.Z（コースタル・コミュニティ・ゾーン）整備事業により、海岸事業と関連事業の公園・下水道など一体となって海岸整備を図り、海水浴シーズンはもとより年間を通じて多くの人々が利用している。

しかしながら、一方ではこうした沿岸域の生産活動や利用の拡大に伴って海域や砂浜では、生活排水や投棄ゴミ・漂着ゴミ、あるいは船舶の座礁の際に発生する油の流出等による負荷が増加している。特に河川を通じての負荷については、沿岸域のみならず流域全体に係わるものとなっている。

さらには、東日本大震災による福島第1原子力発電所の事故に伴い、放射性

^{*10}平成22年国勢調査結果

物質が海岸周辺にも拡散し、その汚染対策も大きな課題となっている。



写真-5 北泉・大磯海岸（南相馬市）

(2) 海岸災害と防災

ア 既往災害（高潮・海岸侵食）

福島沿岸は、太平洋に直接面しているため、台風や低気圧等の影響を受けやすく、高波や侵食等による災害が幾度となく発生して、人家の崩壊や浸水被害の他、堤防決壊による交通網の遮断等、地域住民の生活に大きな影響を与えてきた。

戦後間もなく国土が荒廃していた昭和 20 年代にはカスリン・アイオン台風等の大きな台風が来襲し、海岸部では約 20 箇所被害を受けた。

昭和 31 年の海岸法制定により、本格的な海岸保全事業が開始され、堤防や護岸等の整備が進められたが、その後も各地で堤防決壊・陥没等の被害があり、昭和 49 年の低気圧による風浪では四倉海岸で護岸が 990m にわたって被災するなどの甚大な被害を受けた。

近年では、平成 3 年 2 月の低気圧による風浪で、原町市小沢（現：南相馬市）やいわき市久之浜で堤防が決壊し、県の被害額が 10 億円を超えるような甚大な被害をうけており、平成 12 年 7 月の台風 3 号でも被害が生じている。^{*11} また、平成 14 年台風 21 号に伴う風浪では、いわき市関田において堤防が 1, 300m に渡って被災する甚大な被害を受けており、平成 18 年は 9 月の台風 12 号及び 10 月の低気圧の風浪により福島県沿岸の各地において護岸の倒壊やブロックの散乱など海岸保全施設への被害や、波浪の堤防越波による浸水被害を受けている。



写真-6 高波による海岸保全施設の被災状況

左写真：堤防の決壊（H3.2）久之浜海岸（いわき市）

右写真：越波状況（H18.10）木崎海岸（新地町）

^{*11} ふくしま沿岸域総合利用構想調査（福島県：1994）、ふくしまの海岸（福島県：1994）

イ 海岸事業の変遷

海岸事業は、昭和 23 年頃からカスリン・アイオン台風に伴う災害復旧事業を契機として、県単独事業も含め逐次整備を図ってきた。昭和 31 年の海岸法制定に伴い国庫補助事業も拡充され、高潮対策や侵食対策等による整備が本格的に開始された。

本計画が策定された平成 16 年 11 月以降は、本計画に基づき自然環境の保全とレクリエーション需要に伴う海岸利用の増大に配慮し、堤防工や人工リーフ等を組み合わせた面的防御方式により、利用や環境に配慮した整備を進めてきており、高潮による浸水被害や海岸侵食の防止に大きな効果を発揮している。

しかし、福島沿岸の海岸線延長約 139km のうち対策の必要がある海岸（以後、要保全海岸とする）が約 94km（68%）あったが、このうち約 86km については海岸保全施設が設置され、高潮や侵食等による災害から人命や人家・農地等の資産が防護されたものの、50 年に 1 度程度の高潮・波浪に対して安全を確保する施設の整備済延長は、50km（53%）と依然低い水準にあった。

このため、現在でも台風や冬季風浪による災害、あるいは侵食が度々発生し、依然として甚大な被害を受けていたうえ、海岸保全施設の老朽化に伴い、修繕等も多く、防護を必要とする海岸が多かった。

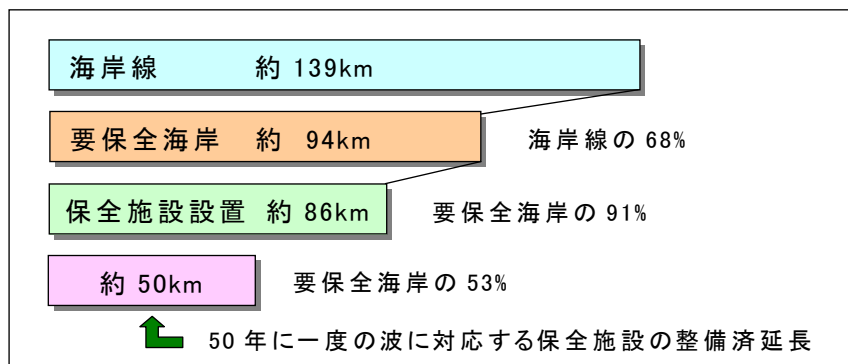


図-1 海岸保全施設の現況（平成 23 年 3 月現在）

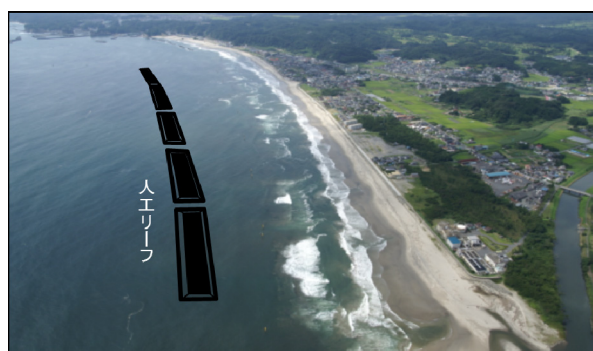


写真-7 海岸保全施設の効果 関田海岸（いわき市）

ウ 東日本大震災とその対応

平成 23 年 3 月 11 日に東北地方太平洋沖地震が発生し過去最大クラスの地震動や、それに伴う津波や地殻変動により、福島沿岸の海岸保全施設は甚大な被害を受けた。特に海岸堤防の被害は著しく、津波の越水による破壊、そして地震による地盤沈下に伴う堤防機能の低下等の壊滅的な被害を被った。

このため、本県では、被災地の一日も早い復興を実現するため、平成 23 年 10 月までに、応急対策を実施し被害の拡大防止を図るとともに、平成 23 年 7 月に、有識者から構成される「福島県海岸における津波対策等検討会」を設置した。

同年 10 月には同検討会の提言を受け、比較的発生頻度の高い一定程度の津波及び高潮・波浪に対応した計画堤防高を基本とすることや、堤防を超える津波に対しても粘り強く対応する構造とすること、さらには、発生頻度が極めて低いものの発生すれば被害が甚大となる「最大クラス津波」に対しては、住民避難を軸としてハードとソフトを組み合わせた総合的な防災対策で対応すること等の基本的事項を決定した。

この基本的事項に基づき、一部の地区海岸においては海岸堤防等の本復旧工事に先行的に着手するとともに、変更した計画に基づき、海岸堤防の早急な復旧を進めていく。

また、最大クラス津波に対しては、海岸堤防だけでなく、防災緑地や道路の整備、土地利用の再編など、複数の手法を組み合わせた多重防御を図ることとしている。



写真-8 東日本大震災による海岸保全施設の被害状況

2 沿岸の基本理念

福島沿岸の後述する現況及び課題を踏まえて、今後の福島沿岸における保全の方向は、以下の基本理念に基づき進めていく。

～ともに考え、ともにつくり

未来へ残そう“うつくしまの海岸”～

福島沿岸は、雄大な崖、広い砂浜、緑の松林、青い海が一体となった優れた自然環境が多い。これらの自然は福島県の貴重な財産であり、地域住民の余暇や憩いの場としての利用が盛んである。

住民意見を把握するために平成 13 年に行ったアンケート調査によると、住民の意識としては海岸に対してまだまだ防護が必要と思っているが、自然環境の保全も強く求めており、利用に関しては自然環境と調和した利用の推進を望んでいる。さらに、県民の多くがゴミ問題や不法投棄に関心が高い。これらのことを考慮し、福島沿岸の海岸保全の基本的方向は、国の定めた海岸保全基本方針に基づく**防護、環境、利用に愛護**を加えた4つの施策の調和を図り、美しく、安全で、いきいきした海岸を次世代に継承していくことを基本理念とした。

また、福島沿岸では、防護・環境保全・利用促進・愛護啓発の面で様々な課題があることから、施策の実施にあたっては、海岸管理者や地域住民などの関係者間において、様々な観点から検討を行い、合意形成を図るものとする。

このため、海岸保全全般にわたり、ともに考え、ともに行動するという観点から、より一層住民などの参加を図るよう積極的な情報発信を行っていくものとする。

3 海岸の防護に関する事項

(1) 防護の施策

ア 現況と課題

福島沿岸は、太平洋に直接面しているため台風や低気圧等の影響を受けやすく、高波や侵食等による災害が幾度となく発生している。このため、海岸保全施設等による整備が昭和 30 年代から進められてきたが、未だ海岸保全施設の整備率は 4 割程度であり、依然として何らかの対策を必要とする海岸が多く残っている。



写真-9 堤防の決壊 (S62.9)

小沢海岸（南相馬市）

また、平成 23 年 3 月には、東北地方太平洋沖地震が発生し、地震とそれに伴う津波によって、海岸保全施設を含め、沿岸地域が壊滅的な被害を受けており、比較的発生頻度の高い一定程度の津波、及び高潮・波浪から浸水を防止するため海岸堤防の早急な復旧整備が求められている。

一方、砂浜は消波効果があり、また海岸林は飛砂やしぶきを防止する効果を併せて持つことから、防護能力向上のために、従来工法に加え、砂浜の維持・回復や海岸林の積極的な保全を行う必要がある。

福島県の海岸は、昭和から平成にかけて約 20m 以上の砂浜が後退した海岸線延長が、約 19km にも及ぶなど侵食傾向にある^{*12}が、海岸侵食のメカニズムは、国や大学の研究機関で調査研究されているにもかかわらず、未だ明確にされていないのが現状である。しかし、砂浜海岸では、主要な土砂供給源となっている河川上流域での治山・砂防工事やダム建設、河川改修工事等により、海浜への土砂の供給量が減少するとともに、発電所等の構造物による沿岸漂砂への影響等が侵食の要因の一つと考えられる。また、崖海岸は土砂の供給源の一つと考えられるが、侵食による崩壊等が生じ、人家や農地などに危険が迫っているため、侵食対策が必要である。このような状況では、河川流域や崖海岸からの必要な供給土砂量が見込めないことから、堆砂が著しい隣接海岸等からの土砂流用やダム内の堆砂土砂を有効に利活用するなど、総合的な土砂管理の検討を進めているが、東北地方太平洋沖地震に伴う地盤沈下の影響を加味し、具体的な施策の実施に向けさらなる検討を進める必要がある。

一方、平成 23 年の東北地方太平洋沖地震津波のような最大クラスの津波が堤防を越えて起きる災害から、人命や財産を守るためには、施設整備だけでな

^{*12} 地形図の比較による全国の海岸線変化（田中茂信他）：海講：1993, vol.40, pp.416-420

く緊急時に迅速な行動が出来るよう、津波浸水想定区域図の提供によるハザードマップの作成支援や、ライブカメラの映像の配信など、警戒避難体制の充実を図るとともに、防災教育を通じた住民の危機管理意識の向上に努めるなど、警戒避難体制の充実等が必要である。

また、沿岸部には水族館などの文教施設や、観光施設、集客施設など多くの人が集まる施設があり、警戒避難体制の検討にあたっては、地域住民のみならず、観光客など地域外から訪れた海岸利用者にも配慮する必要がある、関係機関との連携が不可欠である。

イ 基本方針

○適切な能力を持つ防災施設整備

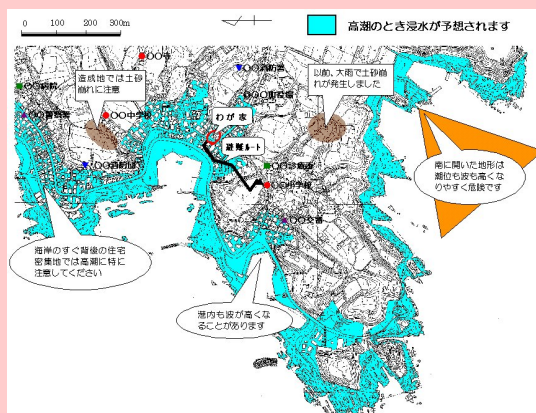
比較的発生頻度の高い一定程度の津波及び高潮・波浪に対応した計画堤防高を基本に、東日本大震災による教訓を踏まえ、堤防を超えた津波に対しても粘り強く対応する構造による整備を行う。また、今後も沖合施設の整備等により、安全度の向上を図るとともに防護能力向上のために、従来工法に併せて砂浜の維持・回復や海岸林の積極的な保全を図る。

○土砂収支の解明と総合土砂管理

海岸侵食に対する抜本的な保全対策のため、広域的・長期的な視野に立った土砂収支の解明と治山・治水等関係部局とも連携した総合土砂管理を推進する。

○警戒避難体制の充実

東日本大震災を機に、最大クラスの津波も想定した災害に際して取るべき行動や、安全な場所への避難・誘導に関する理解を高めるため、ハザードマップの作成支援やインターネット等による海岸防災情報等の提供を推進し、消防関係部局や市町村等と連携した警戒避難体制の充実を図る。



警戒避難体制の充実
(高潮ハザードマップの事例)



安全度の向上（越波状況）
久之浜海岸（いわき市）

写真-10 防護の施策

4 海岸環境の整備及び保全に関する事項

(1) 海岸環境の整備及び保全のための施策

ア 現況と課題

福島沿岸では、いわき市の海岸が県立自然公園として指定されているなど、優れた自然環境が未だ数多く残されている。また、沿岸域は多くの動植物の生息・生育の場となっており、近年ではコアジサシやアカウミガメ等の貴重な動物も確認されている。しかし、一部の利用者のモラル低下から、海浜への車両乗り入れ等により、動植物へ多大な影響を与え、生息・生育環境が損なわれている海岸もある。このようなことから、環境部局と連携して環境保全を行う必要がある。

地域にとって重要な環境の一つである海岸林については、その多くが平成 23 年東北地方太平洋沖地震による地盤沈下や、津波による流失等による被害を受けているため、防災機能を確保しつつ、早期の復旧が必要である。

福島沿岸の水質や砂浜は、概ね清浄であり、この状態を維持・向上させるため、下水道普及率の向上等による陸域と海域が一体となった水質保全及び砂浜の清浄性の保持を推進していく必要がある。

利用者のモラル向上については、一人ひとりの海岸に対する知識の深さ、関心の高さによる割合が大きいことから、環境教育の充実に努め、地域における海岸愛護活動が推進されるような人材を育成する必要がある。

なお、平成 23 年東北地方太平洋沖地震の地盤沈下や津波による自然環境への影響については、現時点で不明確な点が多いため、今後も経過観察を行うなど、引き続き野生動植物の生息生育環境の変化を注視していくとともに、必要に応じて順応的に保全対策を講じていく必要がある。

また、海岸保全施設は、海岸線に沿って陸側と海側の見通し線上に連続的に設置されることから、東日本大震災において被災し、復旧する海岸堤防も含め、その整備に際しては、地域の良好な景観に十分配慮する必要がある。



写真-11 ハマヒルガオ群落
烏崎海岸（南相馬市）

イ 基本方針

○ 動植物の保全対策

沿岸域の希少な動植物の生息生育殖環境を保全するため、立入規制（区域指定）などを関係機関と連携して実施するほか、海岸工事においても、東日本大震災による環境変化を踏まえた対策を講ずる。

○ 海岸林の保全

津波等により被害を受けた海岸林については、早期の復旧を図るとともに、今後も地域住民等の協力による海岸林内の美化や維持管理活動を実施して海岸林の保全を図る。

○ 水質・砂浜の清浄化の促進

良好な水質や砂浜の環境を将来にわたって維持していくため、関係機関や住民との協力により、下水道整備や生活排水等の減量による水質保全を推進する。

○ 環境教育及び啓発活動の推進

一人ひとりが環境問題に対する関心を高め、環境に対する自らの責任と役割が理解できるよう、海岸環境に関する環境教育及び啓発活動を関係機関と連携して推進する。

○ 良好な海岸景観の保全

海岸保全施設の整備に際しては、良好な景観を損なわないよう配慮する。



動植物の保全対策（アカウミガメの保護）
四倉海岸（いわき市）

環境教育及び啓発活動の推進
永崎海岸（いわき市）



写真-12 海岸環境の整備及び保全のための施策

(2) 海岸保全施設の維持又は修繕に関する方針

各海岸における海岸保全施設の維持又は修繕については、地域の安全・安心のために以下の管理内容を基本として実施するとともに、海岸利用形態に応じた配慮事項を整備箇所整理表において整理する。また、隣接する海岸においては、各所管海岸管理者間で調整を行い、適切な管理に努める。

施設毎の管理内容

施設	内容
土木構造物 堤防、護岸、消波 施設、突堤等	日常巡視、台風や地震等の発生後の臨時点検及び5年に1回程度の定期点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
砂浜	日常巡視を実施し、砂浜の地形変化状況を監視する。
機械・電気設備を含む施設 水門(樋門)等	施設及び施設を操作するために必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、操作規則等に従い、定期的に点検・整備を行う。

5 海岸における公衆の適正な利用に関する事項

(1) 海岸利用促進のための施策

ア 現況と課題

福島沿岸には、白砂青松に称されるような優れた自然環境が残されているだけでなく、多くの海水浴場や海岸と一体となった野外施設・スポーツ施設・学習施設等があり、県内外の多くの人々が余暇や憩いの場として利用している。また、地元住民の多くが海浜を散策など日常的に利用している。しかしながら、一部の海岸では、以前に整備された直立堤防等により、海辺へ近づきにくく、更に海岸へのアクセス道路がない等、利用するうえで不便な海岸があることから、海辺へ近づくことができる工夫が必要である。

住民の意識によると、トイレ・駐車場等の利便施設は、数が少ないなど整備が不十分であり、また高齢者等の生活弱者に対しての配慮が不足しているとの意見もあることから、より一層の配慮が必要である。

なお、海岸利用を促進するため、東日本大震災を契機に海岸背後に整備が予定されている防災緑地や海岸防災林と一体となった利便施設等の整備を検討していく。

一方、東北地方太平洋沖地震に伴う津波による被害を教訓に、海岸の利用者がいつでも速やかに避難できることの重要性が再認識された。このため、避難路へのアクセスし易さに加え、迅速かつ的確な避難の確保に配慮した施設配置が必要である。さらには、海水浴など日頃からの海岸利用を通じ、海岸の利用者に津波発生時における早期避難の大切さを理解してもらうための啓発活動も重要である。

沿岸域は、良好な漁場であるとともに、カレイ等の魚類の産卵や稚魚育成の場となっている。このため、海岸保全施設の計画及び設置に際しては、水産利用との調和を図る必要がある。

一方福島沿岸は、海水浴、サーフィン、釣り、プレジャーボート等の海洋性レクリエーションが盛んであることから、漁業活動との摩擦や違法駐車等の問題が発生している。このため、海岸管理者を含めた利用者や地域住民とのトラブルを未然に防ぐための海岸利用のルールづくりが必要である。



改修前

改修後



写真-13 久之浜海岸（いわき市）

イ 基本方針

○海辺への近づき易さの向上

海岸の利用頻度に応じて、直立堤防（護岸）から緩傾斜堤防（護岸）への改善等により海辺への近づき易さを向上させるとともに、関係機関に協力を求め海岸へのアクセス道路を整備する。

○災害発生時における海岸利用者の安全性の確保

海岸保全施設の整備に際しては、市町と連携し、津波等の災害発生時に海岸利用者が避難しやすいものとなるよう配慮する。

○利便施設の充実

トイレや駐車場等の利便施設の整備について、市町等と協力しながら整備の促進やバリアフリー化を図る。

○水産利用に対する配慮

海岸保全施設の整備に際しては、水産利用との調和を図り、水産資源の保護・育成に対する配慮を行う。

○利用におけるルールづくりの推進

海岸管理者、利用者、漁業関係者、地域住民等が協力して話し合いの場をつくり、地域にあったルールづくりを推進する。



海辺への近づき易さの推進
豊間海岸（いわき市）



地域にあったルールづくりの推進
請戸海岸（浪江町）

写真-14 海岸利用促進のための施策

6 海岸における愛護啓発に関する事項

(1) 海岸の愛護啓発のための施策

ア 現況と課題

福島沿岸では、平成 13 年に実施したアンケート調査でも多くの県民が、海岸にはゴミが多いと感じているように、ほとんどの海岸でゴミの置き去りや不法投棄が問題となっているが、海岸管理者や市町村だけでは対応しきれていない状況にある。現在、市町村・学校・地域住民・ボランティア団体等、多くの人々が海岸美化活動に参加しているが、更なる日々の海岸美化活動が重要となっており、海岸愛護思想の普及と啓発を図る必要がある。

県や市町村では、ゴミの置き去り、ゴミの不法投棄防止の対策として、看板やバリケードを設置する等の取り組みを行っているが、依然不法投棄は後を絶たない状況にある。このため、福島県産業廃棄物ボランティア監視員制度や各市町村が郵便局・電力会社・タクシー会社等と締結している不法投棄の情報提供協定による監視制度等を今後も積極的に活用していく必要がある。

また、海岸保全施設については、定期的・効率的に点検し、異常箇所等の早期発見ができる体制が必要である。さらに、トイレ・駐車場等の利便施設は、年間を通して利用できるように地域住民からの要望もあり、日常的な維持管理を行う必要がある。



写真-15 豊間海岸（いわき市）

イ 基本方針

○海岸美化活動の推進

清掃活動の仕組みづくり等、住民の協力を得ながら、計画的、効果的な海岸美化活動を推進する。

○ゴミの不法投棄防止対策の推進

海岸パトロールの実施や警告看板の設置等を行うとともに、ゴミの不法投棄を未然に防止する制度等の仕組みづくりを環境部局、観光部局、市町村、地域住民等と協力して推進する。

○日常的な維持管理体制の確立

地域住民の協力により、日常的な海岸パトロールを実施して、海岸保全施設の状況及び異常発生の有無を発見できる仕組みづくりを推進する。

また、トイレ・駐車場等の便民施設について、市町村等と協力しながら日常的に管理が行える仕組みづくりを推進する。



海岸美化活動の推進
毛萱海岸（富岡町）

ゴミの不法投棄防止対策等の推進
渋佐・萱浜海岸（南相馬市）

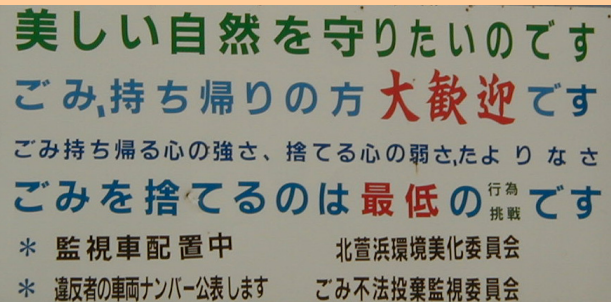


写真-16 海岸の愛護啓発のための施策